

予対通報 第15号

●発行日:令和3年3月31日

●発行者:島根県保育協議会 予算対策委員会

新子育て安心プランで、またもや新たな規制緩和策

島根県保育協議会副会長 森山 幸朗
(雲南保育協議会 あおぞら保育園統括園長)

2020年12月21日、政府は「新子育て安心プラン」を発表しました。その内容は、12月15日に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」にも盛り込まれていますが、新年度から2024年度までの4年間に14万人分の保育の受け皿を増やすとしています。しかし、その具体的な手立てが乏しく目新しいものではありません。それどころか、保育士の確保策として、保育士配置に関する規制緩和が示されました。

短時間勤務の保育士の活躍促進を図るとして、待機児童がいる市区町村で、「各クラス・グループに常勤保育士1名以上の配置が必須の規制をなくし、その代わりに短時間勤務（パート）保育士でも可とする」ものです。

その理由が、潜在保育士の再就職促進の観点から、「魅力向上を通じた保育士の確保策」と謳っていることに対して、大変危惧を覚えます。保育現場では、その施策が子どもたちの最善の利益を保障する視点を置き去りにしたものであってはなりません。やがて、この規制緩和は、待機児童の居ない地域や人口減少地域にも適用されることが懸念されます。

そもそも、最低基準で規定される保育士は、常勤の保育士が原則でした。保育士の処遇改善が進まず、常勤保育士の確保が難しくなり、1998年に常勤保育士に代えて短期間勤務の保育士を配置することを認める規制緩和が導入されました。その場合でも、「常勤保育士が8割以上、各クラスやグループで常勤保育士を1名以上配置」が要件でした。さらに2002年、各クラス・グループに1名以上の常勤保育士を配置すれば、最低基準で規定する保育士として短時間勤務の保育士を充てても差し支えない、と変更されました。今回、この短時間勤務保育士配置の要件をさらに緩和するものです。

保育現場では短時間勤務を選択する保育士は、長い保育時間を維持する職員体制を組むうえで重要な役割を担っている存在です。経験が豊富なベテラン保育士が少なくありません。しかし、クラスには1日を通して責任を担ってくれる常勤保育士が必要です。子どもたちの情緒を安定させ、職員間の連携を図り、保育の連続性を保つうえで欠くことができません。短時間勤務の保育士の比率が高くなると、常勤保育士は子どもに直接対応する以外の業務が増し、コロナ禍で感染拡大防止対策などの業務も増加し、労働状況が一層厳しくなることは目に見えています。さらに職員研修などの機会が少なくなり、スキルアップが難しくなります。保育所の役割として、極めて重要な保護者対応や支援が後退することが懸念されます。現在、各保育所は配置基準の1.8倍の職員を確保、配置しなければ運営が成り立ちません。

これまで、保育の公的責任が後退し、規制緩和や条件を十分整えない多様な保育施設の活用が図られてきました。しかし、待機児童ゼロ作戦は達成できませんでした。この間の経過を見れば、保育士確保には、保育所の職員配置基準の見直し、抜本的な処遇改善が喫緊の課題となっています。



有事の際とその後

島根県保育協議会副会長 堀江 泰誠
(出雲市保育協議会 たちばな保育園園長)

令和2年はコロナウイルスで始まり、1年間子ども達への感染の心配と、行事変更の決定ばかり行っていたように思います。今回「有事の際」として、国においても県においても保育施設の継続開所を念頭に多くの施策がなされ、登園自粛期間においても運営を心配することなく開所することが出来ました。また感染予防対策として補助金が出され、ハードの面で各園が早期に準備ができたこと、更に島根県におかれては保育従事者に対する応援協力金が用意されたことは、保育者にとって大きな安心に繋がるものであり感謝しています。

懸念されることは、「その後」であります。有事の際に拠出された補助金は決して天から降ってきたものではなく、その後に影響を及ぼすことはご承知の通りです。

令和2年度に保育三団体が国や県に要望させていただいた、補助事業の地域格差是正、退職金制度公費補助金継続、保育士の更なる処遇改善、小規模保育所経営安定化等について趣旨採択となりましたが、決して後退しないとお墨付きを頂いたわけではありません。

今まで要望してきた事項とは、これからの子育て支援を継続していくために無くてはならないものばかりであり、後退させるわけにはいきません。

有事の際にも、その後も子ども達は生まれ、成長するのです。

未だ有事半ば、保育者の皆さん方は今日も緊張感をもって、子ども達を保育しておられることと思います。令和3年度には何とかコロナウイルス感染が収束し、子ども達も保育者も保護者も皆笑顔でふれ合い、大声で笑い合える生活にもどることを心から願っています。

令和2年度 陳情・要望活動について

予算対策委員長 岩倉 善光
(大田市保育研究会 認定こども園みどり保育園園長)

2020年1月1日時点の人口は、前年から日本人住民が50万減少し、外国人住民が20万人増加して、1億2713万人8033人となった。1年で鳥取県の人口約56万人に近い人口が消滅したことになる。

また、わが国では1年間で100万人越えの出生数があったのは、明治時代から約130年の間1度も無く、2021年は77.6万人と試算され77万人台になるのは2033年と想定されていたが80万人を割る結果となった。

そのような中、待機児童が2020年4月1日時点で1万2,439人だったと厚生労働省は発表した。1年前に比べ4,333人減り、過去最少を更新した。一方、待機児童がゼロの市区町村数は1,341と全国の約8割に達した。100人以上いる市区町村数は前年の40から22へと大きく減ったが、子育てをしながら働く人が増えたことで総じて保育の需要は高まっている。

少子・高齢化や過疎化、地域格差の拡大等の問題は、様々な分野で最も大きな課題の一つとなっている。人口減少に伴う保育問題は、都市部のドーナツ化現象でも見られることであり、中山間地では全国的に広く共通する課題である。ところが、こうした問題が深刻化したこの20年間余、大都市部の「待機児」問題はしばしばメディアで取り上げられているが、過疎地の保育問題が取り上げられることはほとんど無い事が現実である。

今後、多くの園が定員減少をしていく中で、小規模保育所も定員割れが恒常化し、常に不安定な経営をしていくこととなる。国が定めた処遇改善も定員が満員で有る事が前提である以上、定員割れの園では、多くの業務を務めても賞与や処遇の改善を十分に用意する事が出来なくなると考えられる。

国は待機児童解消を第一とされているが、施設の規模に係わらず人手不足は深刻であり、保育士の確保・定着や保育サービスの質と量の両面の確保が大変苦しい現実があり、過疎地域の保育施設の今後にもさらに目を向けていただきたいと願う。

今年度の活動は、7月6日に島根県保育三団体代表者会議において要望事項を取りまとめ、8月26日に県・子ども子育て支援課との意見交換会を行いました。9月16日には、文教厚生議員連盟総会並びに保健・医療福祉部会へ出席し要望内容の説明を行いました。10月13日には県知事・県議会議長・健康福祉部長への陳情・要望活動を行い、保育士の処遇・保育の質の向上にむけての財源確保、そして小規模保育所運営対策の更なる充実と新たに新型コロナウイルス感染症の対応について要望をいたしました。

要望内容については下段をご参照ください。

要望趣旨

我が国の少子高齢化と人口減少の進行は、非常に厳しい状況にあり、その対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない島根県にとっても重要な課題です。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、「保育の量的拡充」が少しずつなされてきましたが、両輪のもう一方である「質の向上」はいまだ不十分であります。

全ての子どもたちが健やかに成長していくために、また子どもの育ちと子育てを社会全体で支援できるよう、保育現場の処遇改善、人材確保、それぞれの地域の特性を踏まえた保育施策の更なる充実を図っていただきますようお願いいたします。

また、社会全体が、新型コロナウイルス感染症の影響を大きくうけているところですが、保育所等は、新型コロナウイルス感染症の拡大の中にあっても、社会を支えるために保育を継続してきており、引き続きご支援をお願い申しあげ、以下について要望いたします。

国に対する要望

- 国が定めた補助事業を全国一律で実施出来る仕組みの構築について**
地方自治体の財政格差は以前から問題視されておりますが、特に大都市圏以外の地方税収の少ない県・市町村では、負担が大きく財源を確保しきれないために国の定めた補助事業を実施できない状況です。
こうした財政基盤の弱い市町村に対しては、例えば国が2分の1の補助率の事業等についても、国の補助率を3分の2以上負担していただける等、地域財政格差を調整していただける仕組みづくりをお願いいたします。
国が定めた補助事業について、全国の市町村が年度当初から取り組むことが出来る仕組みの構築を要望します。
- 退職手当共済制度の公費助成の継続について**
退職手当共済制度の公費助成に関して、保育士処遇改善の観点から引き続き実施されていることは、現場の保育士の状況を理解して頂けているものと感謝申し上げます。
しかし、平成27年度(令和2年度)までの見直し検討となり、これまで処遇改善を進めてきたものを、また振り出しにもような負担増を行うことにならないよう一層のご理解を頂き、恒久的な補助金にしてください。
- 職員の更なる処遇改善について**
保育の「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である「人材確保」のため、職員の処遇改善が進められていますが、保育士と全産業の労働者の平均賃金にまだまだ差があります。
職員の平均勤続年数が年々伸びている状況にも鑑み、社会的な使命と役割を十分に発揮できる魅力ある職場となるために、更なる処遇改善を要望します。

県に対する要望

- 小規模保育所(園)の経営安定化の補助について**
島根県の離島・中山間地域では、過疎化・少子高齢化が進み、こうした地域の保育所では途中入所も少なく、定員割れの為に運営が大変難しく、事業の継続・保育士確保が困難であります。
離島・中山間地域においても、安心して子育てできる環境を確保することが必要であり、厳しい運営環境の中で小規模保育施設の運営を継続するためには補助事業による支援は重要であり、以下について要望します。
(1) 現在、県で制度化されている補助事業「小規模民間保育所運営対策事業」を今後も継続してください。
(2) 当該補助事業を活用してもなお運営状況が厳しいため、入所人数別の補助単価を引き上げてください。
- 新型コロナウイルス感染症の対応について**
現在、各保育施設では、新型コロナウイルスの更なる感染拡大に警戒しつつ、日々、細心の注意を払いながら保育を行っている中、県・市町村の行政の管轄の違い等を理由に必要な情報が提供されず、現場の混乱と職員や子ども達に危険が及ぶことにも懸念をしております。
さらに、園児や保育士等職員が感染した際に、プライバシーを保護されない報道や差別的な扱いを受けしてしまう事に対して多くの不安を抱えている現状であります。
行政からの指導、対応について今一度ご理解いただきますとともに、以下について要望します。
・今後も予想される感染拡大に備えて、感染防止に必要な衛生用品等の準備拡充。
・施設での感染者発生後の消毒対応等への必要な支援。
・換気装置設置等の施設改修に必要な財政支援。